

2020年12月15日
第112号



国労九州

〒812-0013 福岡市博多
多駅前3丁目9番3号
ミヨコビル1003
092-483-1515
発 責 千々岩隆
編 責 水流 彰



12月分高年齢雇用継続給付金不支給？

12月11日にボーナスが支給されましたがJR各社で最低の内容となりました。国労は、社員にも10万円の一時金の支給を求めて再回答を求めましたが、会社は全く聞き入れませんでした。結局、株主だけが100%の配当を受け恩恵を受けたこととなります。

また、一時金は11日に支払うように求めていましたが、システム上無理であるとの回答でした。しかし25日の支給で新たなことが判明しました。一時金は25日に、地域社員と嘱託再雇用社員に63歳以上は0.3か月分、63歳未満は0.6か月分が支払われますが、その一時金が、月例賃金に入ることがわかりました。例えば、月例賃金に0.6か月分(152,100円×0.6)の9万円以上が入れば、ハローワークからの高年齢雇用継続給付金の限度額をはるかにオーバーして、12月の給付金(人によって2.5万から3万円)がもらえなくなります。会社に、一時金は月例賃金から外して、別にしてハローワークに提出して欲しいと訴えましたが、これも全く聞き入れませんでした。何故、月例賃金から外すことを嫌がっているのかわかりません。何方かのハローワークに相談に行きましたが、「臨時に支払われる賃金とすれば、給付金は支払われるのではないか。ただし、会社が提出の際どうした説明をするかによって変わる」とのことでした。

ハローワークの組合員を組織する国公労連全労働組合の役員にも相談してきましたが、「JR会社は何故そこまでして対応しないのか、嫌がらせに近いですね。」と驚いていました。

せっかく0.6ヶ月の一時金が支払われても、給付金が削減されてしまえば、嬉しさは半減です。次回の決定通知書を見てガッカリしないようにしてください。

※高年齢雇用継続給付金は、退職時の賃金月額から賃金月額の75%(支給限度額)として賃金減額率により支給されます。

賃金の低下率	支給率
75%以上	0.00%
73.00%	1.33%
70.00%	4.67%
68.00%	6.73%
65.00%	10.05%
63.00%	12.45%
61%以下	15.00%

がん治療を幅広く
まとめて保障するがん保険

NEW!
アフラックの
生きるためのがん保険
ALL-in

No.1 がん保険
がん保険
がん保険
がん保険

「生きるためのがん保険」ALL-inは、がんに関する医療費に追加して、治療費や入院料、生活費など幅広いニーズに対応する保障です(特定の支払事由に該当する場合は別)。

アベニール株式会社
〒105-0004 港区新橋5-15-5 文通ビル3階
TEL:03-3437-6810 FAX:03-3437-6822

アフラック
東京第二法人営業部
東京都中央区新富町1-1 新富ビル16F
TEL:03-3344-1429 FAX:03-3344-2658
P1947 #FPA-14222-0006-202009 2850

会社名	実績	前年度実績	前年比	特記事項
北海道	1.77 ヵ月	2.025 ヵ月	0.255 ヵ月減	
東日本	2.20 ヵ月	3.18 ヵ月	0.98 ヵ月減	
東海	2.20 ヵ月	3.00 ヵ月	0.80 ヵ月減	
西日本	1.50 ヵ月	2.74 ヵ月	1.24 ヵ月減	春闘時協定化から 1.19 ヵ月減
四国	1.39 ヵ月	1.89 ヵ月	0.50 ヵ月減	ライフプラン支援金含 めて1.79 ヵ月
九州	1.20 ヵ月	2.51 ヵ月	1.31 ヵ月減	
貨物	1.60 ヵ月	1.81 ヵ月	0.21 ヵ月減	